

平成27年度 第1回 明石市財政健全化推進市民会議

議事概要

日時 平成 27 年 8 月 5 日（水） 15:25～17:00

場所 議会棟 2 階第 3 委員会室

明石市

次 第

1 あいさつ

2 市側出席者自己紹介

3 議事

- (1) 財政健全化の今後の取り組みについて
- (2) 公共施設配置の適正化について

4 その他

【資料】

- 資料 1 明石市財政健全化推進計画の概要
- 資料 2 財政健全化の取り組み 平成 27 年度の重点テーマについて
- 資料 3 明石市公共施設配置適正化基本計画の概要
- 資料 4 公共施設配置適正化実行計画の策定について
- 資料 5 施設評価基準案
- 資料 6 各施設の適正化に向けた取り組み状況について
- 資料 7 施設使用料等に関する考え方について

出席者 委員

加藤会長、井内副会長、伊賀委員、澤田委員、今井委員、大原委員、瀬尾委員
市

森本副市長、宮脇政策部長、中島総務部長、岸本財務部長、大西財政健全化担当部長、久保田政策室長、島瀬総務部次長、横田職員室長、箕作財務部次長、笠谷財務部次長（市有財産活用担当）、村田財政健全化室長、河野財政課財政係長、松永財政健全化室係長、高力財政健全化室係長

欠席者 竹内委員、平岡委員、竹田委員

傍聴者 一般 3 名

1. あいさつ

加藤会長あいさつ

昨年度、委員のみなさんには、事務事業の見直しや財政健全化推進計画及び公共施設配置適正化基本計画の策定について、建設的な意見を多くいただいた。今年度も引き続きよろしくお願ひしたい。

森本副市長あいさつ

昨年度は本市の財政健全化の取り組みについて、熱心に議論していただき、お礼を申し上げます。今年度は、今後の最も大きな課題である公共施設配置の適正化に向けて、個別施設の議論に入っていく。7月31日に第1回明石市公共施設配置適正化に関する有識者会議を開催し、本格的な議論を開始したところである。公共施設配置の適正化の取り組みは、「言うは易く、行うは難し」である。有識者会議での検討状況等を当市民会議でも説明し、様々な意見を伺いたい。今年度も引き続きよろしくお願ひしたい。

2. 市側出席者自己紹介

3. 議事

(1) 財政健全化の今後の取り組みについて

財政健全化室係長より資料1、資料2について説明

会 長：資料1の取り組み項目の中に「未活用地の活用の一層の推進」とあるが、明石市には未活用地がどのくらいあるのか。

市 : 市が所有している土地は、行政財産と普通財産に区分しており、行政財産が約360万㎡、普通財産が約30万㎡ある。そのうち、未活用地とは普通財産に含まれる。その中でも、かつての明石市土地開発公社から引き継いだ土地の約4万5千㎡と、道路残地の約5千㎡を合わせた約5万㎡を未活用地と捉えており、今後は、貸付けを含めた処分に向けての方策を検討していきたいと考えている。

E 委 員：どのように未活用地を処分していくのか。

市 : 関係課で構成する未活用地に関する調整会議を設けて、特定の未活用地の有効活用に向けて、今後の地元調整を含めた処分や貸付等の具体的な方策を検討している。ただ、現在残っている未活用地については、処分が困難なものが多く、今後は市内での検討だけではなく、民間事業者のノウハウを活かすなどの方策も検討しており、年次的に詳細を詰めていっている段階である。

市 : 市が所有している土地は、もともとは事業に活用するために購入したものである。しかし、例えば、道路用地として購入した土地が、計画の見直し等により不要となり、現在は未活用地となっている。市としては、このような未活用地は基本的には全て処分したいと考えているが、そのためには地元の理解が必須であるため、調整を進めているところである。地元の理解が得られた土地については、積極的に処分していきたいと考えている。

市 : 追加説明になるが、土地開発公社から引き継いだ土地の中には、大久保北部開発事業用地がある。約 19 万 2 千㎡の広大な土地であるが、大半が境界確定もなされておらず、活用が難しい土地であり、長年の懸案事項となっている。この土地と先ほど説明した約 5 万㎡の未活用地と合わせると約 24 万㎡ということになる。この平成 27 年第 2 回定例会（6 月議会）において、大久保北部開発事業用地についても活用に向けた方針を報告しており、この方針に沿って今後対応していきたい。

E 委員 : 大久保北部開発事業用地は処分する方策がないのではないか。

市 : 大久保北部開発事業用地は里山ゾーンであり、市街化調整区域のため建築物を建築できない。用地取得から長期間経過し、相手方の相続関係も複雑になってきており、境界確定が非常に難しいため、一定の処分に向けて、法務局の職権による境界確定など、様々な方法を探りながら進めようとしている。平成 27 年第 2 回定例会（6 月議会）では、行政計画ではなく、民間活力を活かして売却・貸付等による利活用を進めていくことについて報告した。

会 長 : 他に意見はないか。

【意見無し】

(2) 公共施設配置の適正化について

財政健全化室係長より資料 3、資料 4、資料 5、資料 6、資料 7 について説明

副 会 長 : 資料 4 について、施設配置適正化検討会議（以下、「検討会議」という。）と公共施設配置適正化に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）、財政健全化推進市民会議（以下、「市民会議」という。）の関係性が分かりにくい。また、それに関連して、資料 7 に記載の施設使用料等についても今後検討していくということだが、検討の結果、最終的にどこで決定されるのか。

市 : 検討会議については、平成 25 年度から継続しており、公共施設配置適正化実行計画の策定に向けた、庁内の実務的な作業を進めている。検討会議での検討結果をもとに、今後、有識者会議で各施設の具体的な取組手法についての協議を進め、年内には、各施設のあり方についての提言をいただきたいと考えている。市民会議及び財政健全化推進協議会（以下、「協議会」という。）には、検討会議や有識者会議の検討がある程度進んだ段階で、具体的な各施設の今後の取組手法等を提示し、意見を伺いたいと考えている。検討会議と有識者会議で先行して議論を進め、取りまとめた意見について、市民会議や協議会において、改めて意見を伺い、より良いものに仕上げていきたいとの思いである。なお、資料 7 の施設使用料等に関する考え方については、有識者会議にはまだ提示していないが、昨年度に引き続いての審議となるので、市民会議に先行して提示させていただいたものである。最終決定については、総合的に判断して市が決定していくが、時期等の詳細は未定である。

市 : 公共施設配置適正化実行計画は、行政計画であるため市が作るものである。公共施設配置適正化の取り組みは、全庁的な課題であるため、施設を所管している各部次長級職員等で構成する検討会議を中心に作っていくことになる。作成にあたっては、客観的・専門的な観点が必要であるため、公共施設マネジメントの知見を有し、他市先進事例にも通じる学識経験者や専門家で構成する有識者会議からアドバイスをいただくこととした。そして、今は参画と協働の時代であるため、行政だけで計画を作成するのではなく、作成過程で、市民会議において、市民の意見を伺うということである。最後に、施設の見直しは条例や予算に関わる部分が多く、最終的な決定権を持っている市議会との調整が必要であるため、協議会において意見交換をするということである。

会 長 : 有識者会議で踏み込んだ議論をしたうえで、これに対して市民会議として議論をし、有識者会議へ報告するということか。

市 : その通りである。有識者会議は専門家や学識経験者からの意見であり、市民の意見も伺いたいということで、本日も資料を提示しているところである。

会 長 : 資料 5 の「2 取組手法の導出」について、シンプルでわかりやすい反面、各評価の観点の高低を意図的に操作できるようにも見えるが、どのような考え方で作られているのか。

市 : 4 つの観点の評価結果である高低は、人によって判断基準が違ってくるため、定量的な判断基準を設けるべきという意見もあり、わかりやすい工夫等も検討しているが、今回は基本的な考え方を提示している。委員のみなさんから意見

をいただき、まとめていければと考えている。すでに資料5の4つの評価観点に関連する定量化できる項目については、各施設所管課による1次評価の中で高低を判定しており、一定のデータは揃っている。それを踏まえて、他の要素を加えた2次評価の位置付けでこのような表を作った。

副会長：何かを評価するときの一般論として、複数のチェック項目がある場合、それらを並列で評価するのか、ある項目に重点を置いて評価するのか、ということを経験的に議論しておかないと、実際の評価が始まってからその議論をすると、評価が意図的になるおそれがある。

F委員：市民・市議会の誰もが同じ判断に至るような資料の提示が必要であろうと感じている。せっかく良い議論ができて、声の大きい人の意見で判断が変わってしまえば意味がない。これを念頭に置いた判断基準を有識者会議で検討してほしい。

会長：最も明確なのは、数値化して、その数値でパターン化することだが、数値化だけで全てを評価できるかという懸念もある。

F委員：今回提示された資料は、既存の施設や土地の整理に関するものであるが、喫緊に必要な新たな施設についてもわかるものにしてほしい。例えば、障害者のグループホームの設置場所が確保できないと聞いている。市民や団体、市役所内部から将来的に必要なであるという声が上がっている施設があれば、内容が確定していないものであっても提示してもらいたい。そのような施設のために、既存施設を転用して、有効活用できるのであれば、多くの方から理解を得られるのではないかと。既存施設を削減するだけの説明では反対が予想される。

会長：今回提示された資料は、「スクラップアンドビルド」の「スクラップ」だけの説明となっている。全体として圧縮していくというのが公共施設配置適正化基本計画の本来の狙いであるが、今後の社会情勢の変化の中で、必要な施設が出てくるのが予想される。「スクラップ」しつつ、「ビルド」していくものも提案していくという視点もぜひ組み込んでいただきたい。

G委員：資料5の4つの評価の観点のうち、施設活用度について、単純に施設が活用されていないから不要とは限らず、活用されていない施設には、それなりの理由があるのではないかと。例えば、存在が知られていない、制約が多い、アクセスが悪いといった理由で活用されていないこともあるだろう。地域とのつながりや子どもの健やかな育ちといった市の方針に沿って進めるためにも、活用度を高める視点を入れることも必要と考える。また、施設評価の観点や施設使用料

等に関する考え方については、客観的で公平なものではあるが、個人的にはある程度不公平な部分も作るべきではないかと思う。財政健全化が進んでも、市の魅力がなくなってしまう意味がない。客観的な視点だけでなく、市の目指す方向性の中で、例えば、子どもの育ちやすい環境整備に力を入れていくので子ども関係のサービスは安くする、といったものがあってもよいと考える。

会 長：市としての根幹になる施策は、表面的な公平性を追求するだけではなく、しっかり重みづけをしながら進めなければならないという意見であった。

副 市 長：有識者会議の冒頭の挨拶で、誰もが納得ができる合理的で客観的な評価基準が必要であると申し上げた。その中で総論賛成各論反対となることが多いテーマであるという話をしたところ、委員から、それは「スクラップ」だけの説明だからであり、「スクラップアンドビルド」の説明であれば納得してもらえる場合が多いという提案をいただいた。施設評価のチェック項目において、施策の重要度により重みづけをしていくのか、あるいは、チェック項目ではフラットな評価を行い、出てきた結果について、政策判断により選択していくのか、結局そのような評価方法になるのではないかと考えている。合理的に判断した結果、魅力のない街になってしまわないように、市が進むべきまちづくりの方向性と合致するような最終判断をすることが前提である、ということは申し上げておきたい。

副 会 長：観点ごとの評価が高低の2区分だからまだ良いが、高中低の3区分だとさらに大変であろう。

B 委 員：評価は高低の2区分でいいのではないか。これ以上増やすと判断が難しくなる。明確な判断で進めていかなければならない。

市：高中低の3区分という意見もあったが、判断がさらに難しくなるため高低の2区分としている。

B 委 員：公共施設配置の適正化の取り組みを進めるにあたって、市議会では、議員自身の地元だけではなく、全市的な判断をしてほしい。また、例えば、今後の人口予測を踏まえれば、学校施設に余裕が出てくると頭ではわかっているけど、なかなか取り組みが進んでいない。建て替えの問題が目の前に迫ってきているので、複数の学校施設を統合するなど、思い切って進めなければならない。

G 委 員：大久保小学校の通学区域の問題はなかなか進まなかったが、子どもが通学している当事者としては、議論から取り残されていた印象があった。保護者の間で

は、決定されればそれに従うという声が多かったが、外部の利害関係者からの声により結論がなかなか出されず、不安な状況が続いた。その他の施設の見直しにおいても同じことが予想されるため、公共施設配置の適正化を進めるにあたっては、パブリックコメントだけではなく、当事者の声がしっかり反映される仕組みを作してほしい。

B 委員：学校施設の問題においても、スクラップだけではなく、ビルドによるプラス面も出していかなければならない。また、市役所本庁舎を今後どうするのかという大きな問題もある。このまま使い続けるわけにもいかないだろう。

F 委員：ビルドの面について、障害者のグループホームの設置は急務であると考えている。また、市民活動支援センターの設置についても、平成 27 年第 2 回定例会（6 月議会）において、市民の意見を聞きながら平成 28 年度末を目途に検討するとの答弁があった。現在、コミュニティ創造協会と市民協働推進室等が中心となり、市民活動の実態調査の準備を進めている。また、福祉部においても福祉ボランティアの活動状況についてのアンケート調査をしているようである。これらの調査結果を有効活用して、市民活動の実情を把握してほしい。校区まちづくり協議会も立ち上がっており、様々な市民活動の一括の相談窓口として、世代を問わず、誰もが利用できる市民活動支援センターを設置してほしい。

A 委員：なぜグループホームの設置が急務だと考えるのか。

F 委員：市の地域自立支援協議会の委員をしており、今後、障害者数の増加が予想されるが、多くの市民は状況がよくわかっていないと感じている。また、障害者同士でも考え方が異なり、差別があったりするので、当事者を含め全市民が学ぶべきである。グループホームについては、明石市は他自治体より比較的少ないと聞いている。自立支援協議会において、グループホームの設置が優先課題の 1 つとされている。グループホームを 1 か所設置することが目標とされているが、市営住宅には活用できる空き住戸がなく、達成できていない状況である。必要なものはきちんと整備してほしい。

A 委員：認知症高齢者グループホームの場合であるが、介護職員が集まらないうえ、採算が厳しく、新たに設置する例が少ないのが現状である。また、若い介護職員は頻繁に入れ替わっていたり、職員が不足しているため、別のグループホームから応援に来たりしている等、現状でもサービスの提供が難しくなっている。全国の認知症患者は約 400 万人だが、症状が現れていない人を合わせると 1,000 万人とも言われており、グループホームは不可欠であるが、現状は厳しいものである。既存施設を転用できればよいが、数多くの制約があり、新たに設置し

なければ難しいのではないか。第6期介護保険事業計画にも「グループホーム等の拡充」が掲げられているが、なかなか設置しようとする事業者がない。

F 委員：グループホームへ転用するためには、建物の規制があるようだが、厚生館はキッチンがあって、バリアフリー化もされており、転用しやすいのではないかと思う。

会 長：福祉関係は制度や仕組みが非常に複雑になっており、今のご指摘に関しては事務局の方で整理をお願いしたい。

市 長：資料5の施設評価基準案にビルドの部分がないのは、この基準案は既存施設を見直す必要があるのかどうかについての判断基準として提示しているためである。ビルドの部分については、4つの観点の評価結果の組み合わせによって導出された取組手法が、例えば、複合化となった場合、どういうサービスや機能を付加していくのか、という段階で具体的に検討していくことになる。また、観点ごとの評価の高低を判断する基準については必要だと考えている。しかし、例えば、老朽度や耐震性等については全施設共通の基準を設定することができるが、活用度については施設の目的や性質によっても高低の判断が異なるし、運営コストについても、他施設と比較すると高コストでも、それが適正である施設もあるので、全施設共通の基準を設定することは困難ではないかとも考えている。客観的な基準を設定することが望ましいと考えているが、各チェック項目について全施設共通の基準を設定することが困難であるため、最終的に出た結論について、どのように市民に納得してもらえるのかという点も考慮して、有識者会議や市民会議で意見を伺いながら検討していきたい。

会 長：有識者会議の専門的な知見に基づき、クリアできるアプローチを見つけていただければと思う。資料7についても意見があれば伺いたい。

E 委員：サービスの有料化は大事なことではあるが、施設の取得等に係る資本的経費を例外的にサービス原価に計上する場合は、公共サービスの使用料としては高額になり過ぎるのではないか。利用区分による対応などは積極的に進めてほしいが、公共サービスとしての適正な使用料を設定してもらいたい。

会 長：今の指摘にもあったように、市の提案でも、市民が納得できる適正な料金算定のあり方を議論しようとしている。また、資料7の3ページにサービスの性質別負担割合がパターン化されており、議論の対象になるかと思うが、もし本日意見が出ないようであれば、後日事務局へ意見を出していただいてもよい。

副会長：難しい問題が後に残っている印象があるが、何事も原案等を提示しないことには具体的な議論には発展せず、抽象的な議論に終始してしまう。そうならないためにも、一定の説明責任を果たせるものを作成・提示しながら、手順をしっかりと踏んで進めていくしかない。

会長：各施設の取組手法や施設使用料についても、市民のみなさんは、大枠としては納得するだろうが、個別の施設の議論となれば、様々な意見が出てくる可能性がある。このあたりについても有識者会議での議論をお願いしたいところである。

B委員：市として明確な方針を打ち出して、選択と集中を進めていかなければならない。

副会長：中途半端な形で取り組みを進めても、市全体のレベルを下げってしまうことになる。

B委員：全員が賛成することはあり得ない。

会長：大きな方針としては、長期総合計画があるだろうが、事務局で検討してもらいたい。他に意見はないか。

【意見無し】

4. その他

市：公共施設配置の適正化については、我々も試行錯誤しながら進めている。様々な意見を伺いながら、市民に理解し、納得していただけるものになりたいと考えている。今後もよろしくお願ひしたい。

連絡事項

- ・次回は有識者会議での議論がある程度進んだ段階での10月もしくは11月頃の開催を予定している。

閉 会